



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*11 和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (市町村課) 1

○ 教育委員会規則

*3 わかやまスケートパーク設置及び管理条例施行規則 1

規 則

和歌山県規則第11号

和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則 (平成12年和歌山県規則第114号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前								
<p>(市町村が処理する事務の範囲) 第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>1 条例第2条の表6の項⁽³⁵⁾に規定する和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例 (平成11年和歌山県条例第41号) の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	1 条例第2条の表6の項 ⁽³⁵⁾ に規定する和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例 (平成11年和歌山県条例第41号) の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	略	略		<p>(市町村が処理する事務の範囲) 第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>1 条例第2条の表6の項⁽³⁴⁾に規定する和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例 (平成11年和歌山県条例第41号) の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	1 条例第2条の表6の項 ⁽³⁴⁾ に規定する和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例 (平成11年和歌山県条例第41号) の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	略	略	
1 条例第2条の表6の項 ⁽³⁵⁾ に規定する和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例 (平成11年和歌山県条例第41号) の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	略								
略									
1 条例第2条の表6の項 ⁽³⁴⁾ に規定する和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例 (平成11年和歌山県条例第41号) の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	略								
略									

附 則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第3号

わかやまスケートパーク設置及び管理条例施行規則を次のように定める。

令和2年3月24日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

わかやまスケートパーク設置及び管理条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、わかやまスケートパーク設置及び管理条例（令和2年和歌山県条例第32号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、わかやまスケートパーク（以下「スケートパーク」という。）の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(行為の許可の申請)

第2条 条例第3条第1項前段の規定による許可（次項において「行為許可」という。）を受けようとする者は、スケートパーク行為許可申請書（別記第1号様式）を、当該申請書に記載した行為を行う日（当該行為を行う期間が2日以上であるときは、その初日）の10日前までに教育委員会に提出しなければならない。

2 行為許可を受けた者は、前項の規定により申請した事項に変更が生じたときは、遅滞なく、スケートパーク行為変更許可申請書（別記第2号様式）を教育委員会に提出し、条例第3条第1項後段の許可を受けなければならない。

(スケートパークの利用時間)

第3条 スケートパークを利用することができる時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会において必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(スケートパーク損傷等の届出等)

第4条 スケートパークを利用する者は、スケートパークの設備及びこれに附属する物品を損傷し、又は滅失したときは、速やかに教育委員会に届け出て、その指示に従わなければならない。

(損害賠償義務)

第5条 スケートパークを利用する者は、故意又は過失によりスケートパークの設備及びこれに附属する物品を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

別記第1号様式 (第2条関係)

スケートパーク行為許可申請書

年 月 日

和歌山県教育委員会 様

申請者 所在地 _____

団体名 _____

代表者 _____ 印

電話番号 _____

次の行為をしたいので、わかやまスケートパーク設置及び管理条例 (令和2年和歌山県条例第32号) 第3条第1項の規定により申請します。

行 為 の 内 容		
行 為 の 期 間		
使 用 す る 機 材 等		
連 絡 先	氏名	電話番号
そ の 他 必 要 な 事 項		

備考

- 1 その他必要な事項の欄には、利用者の予定人数のほか必要と思われる事項を記入してください。
- 2 添付書類
 - (1) 計画書又は予定プログラム
 - (2) その他行為の実施内容等の参考となる資料
- 3 この許可申請の対象となる行為は、競技会のためにスケートパークを使用すること及び教育委員会が指定した行為であって、スケートパークの一部の使用は、許可の対象となりません。したがって、許可を受けた行為の期間の日数に応じて、スケートパーク全体の使用として、和歌山県使用料及び手数料条例 (昭和22年和歌山県条例第28号) で定められた使用料を支払う必要があります。

別記第2号様式 (第2条関係)

スケートパーク行為変更許可申請書

年 月 日

和歌山県教育委員会 様

申請者 所在地 _____

団体名 _____

代表者 _____ 印

電話番号 _____

次のとおり許可を受けた事項を変更したいので、わかやまスケートパーク設置及び管理条例（令和2年和歌山県条例第32号）第3条第1項の規定により申請します。

許可を受けた年月日及び文書番号	年	月	日付け	第	号
変更する事項					
変更する理由					
その他必要な事項					

備考

- 1 変更する事項の欄には、変更前の事項及び変更後の事項を比較対照して、明瞭に記載してください。
- 2 変更内容を説明することができる資料があるときは、当該資料を添付してください。

附 則

この規則は、令和2年3月29日から施行する。